

## シートベルト着用の徹底のための諸活動の推進について

昭和 60 年 7 月 25 日  
シートベルト着用推進会議決定

- I シートベルト着用推進会議とその構成団体は、シートベルトの着用が交通事故による被害の防止・軽減に大きな効果があることにかんがみ、また、一般の道路交通法の一部改正によりシートベルト着用に関する規定が整備されたことを踏まえて、次の事項の周知とシートベルト着用の励行徹底を期して、シートベルト着用徹底のための諸活動を推進する。
- (一) 自動車に乗るときは、シートベルトを着用すること。
  - (二) 自動車の運転者は、政令で定められたやむを得ない理由があるときを除き、シートベルトを着用しないで自動車を運転してはならないこと。
  - (三) 自動車の運転者は、政令で定められたやむを得ない理由があるときを除き、シートベルトを着用しない者を助手席に乗車させて自動車を運転してはならないこと。
  - (四) 自動車の運転者は、助手席以外の座席の同乗者にシートベルトを着用させるよう努めなければならないこと。
  - (五) シートベルトの着用効果及び正しい着用方法
- II シートベルト着用推進会議とその構成団体は、シートベルト着用徹底のため、次の活動を行う。
- 一 シートベルト着用推進会議の活動
    - シートベルト着用推進会議は、シートベルト着用徹底のための諸活動の連絡を行うとともにシンボルマークの普及等を通じてシートベルト着用徹底のための相乗効果を期する。
  - 二 構成団体の活動
    - (一) 職員や加盟団体職員等の着用の徹底促進のための通知、決議等
    - (二) 広報紙・誌、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等による広報活動
    - (三) ポスター、パンフレット等の作成とその活用
    - (四) 講習会等の開催
    - (五) 街頭における着用推進活動
    - (六) 業務活動における着用推進活動
    - (七) 地域のキャンペーン活動への参加
    - (八) 他団体等へのシートベルト着用徹底活動への参加の働き掛け
    - (九) シートベルト着用推進のシンボルマークの普及
    - (十) その他シートベルト着用徹底のための活動

### 三 活動の期間

シートベルト着用徹底のための諸活動は、当分の間継続して行うものとし、特にシートベルト着用推進運動並びに春及び秋の全国交通安全運動の期間には集中して行うものとする。

### 四 構成団体の連携等

- (一) 構成団体は、相互に連携し、シートベルト着用徹底のための諸活動が効率的に行われるよう努めるものとする。
- (二) 構成団体は、地方公共団体においてこの会議に相当する組織が設置された場合には、地方支部等をこれに参加させるものとする。